

令和4年2月21日

学 生 各 位

学生課外活動団体 各位

課外活動団体顧問 各位

学生支援センター長

課外活動等における絵の具・塗料の使用について(注意)

令和4年2月9日付で「絵の具などの流し等での洗浄禁止について(警告)」の通知がありました。

課外活動において、新歓活動やイベント告知などで、立て看板やポスターを作成する際、水彩絵具、ポスターカラー、水性アクリル絵具、水性塗料を使用する場合は、十分注意願います。特に新歓活動など、新入生への告知等で使用する、立て看板の制作の際は注意してください。使用後の絵具廃水等については、通知文に記載されている指定場所で適切な処理が行えるよう、各自で処理方法をご確認願います。

【本件問合せ先(担当)】

学生支援・社会連携課学生生活係

電話: 075-724-7144

E-mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp

令和 4年 2月 9日

学生・教職員各位

特命理事・副学長（施設・環境）担当理事 堤 直人
環境科学センター長 前田 耕治

絵の具などの流し等での洗浄禁止について（警告）

■■禁止事項■■

水彩絵具、ポスターカラー、水性アクリル絵具、水性塗料などを絶対に流し等に放流しないように注意してください。流しでの筆や器具等の洗浄も禁止です。

■■予防措置■■

使用済みの絵具廃水は東1号館男子トイレ横（3階）に設置してあるポリ容器に2回洗浄液まで廃液として貯蔵してください。筆や刷毛は紙で拭き取り、流しで洗わないようにしてください。

■■禁止理由■■

これらには鉛やCrなど有害重金属類が高濃度で含有しています。少量でも排水に混入すると法律（水質汚濁防止法、下水道法）で厳しく規制されている濃度を大幅に超えます。

■■背景■■

東部構内最終排水口において 令和3年10月12日に0.13 mg/L、12月7日には0.550 mg/Lなど規制値の5倍以上の高濃度鉛が検出されました。京都市の立入検査でも規制値を大幅に超えた濃度で検出され、注意、警告を受けるに至っています。万が一、次に規制超過などが確認され、京都市から警告以上の指導を受けることになった場合、本学に排水停止命令が下される可能性があります。

問い合わせ先

環境科学センター副センター長 布施 泰朗

内線 7982 E-mail : kankyo@kit.ac.jp

施設環境安全課副課長 西村 正孝

内線 7082 E-mail : setsubi@jim.kit.ac.jp